

東淀川区生涯学習推進員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東淀川区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の業務を行う。

- (1) 生涯学習ルーム事業の企画・運営
- (2) 東淀川区の生涯学習関連事業への参画と協力
- (3) 地域住民に対する学習相談及び情報提供
- (4) 生涯学習の振興に寄与する人材の発掘及び育成
- (5) その他生涯学習の振興のために東淀川区長（以下「区長」という。）が定める事項

(委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各小学校区の生涯学習ルーム事業の実施団体の長の推薦に基づき、委嘱予定者をとりまとめ教育委員会に提出する。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。